

## 第5章 景観づくりマスタープランの実現に向けた取組

景観づくりマスタープランの実現のため、次のような景観施策を推進していきます。

### 1 届出・協議による景観誘導

「一定規模を超える」または「景観形成を図る地区の建築物や工作物の新設等」の行為に対して、法に基づく届出、専門家の助言制度などを活用して、良好な景観形成の誘導を図っていきます。

#### (1) 建築物・工作物の景観誘導

##### ○景観法に基づく届出

景観法に基づく届出により、景観計画に定める景観形成基準等との適合性を確認するとともに、良好な景観形成に向けた協議を行います。

##### ○景観に関する諸制度の活用

地域が目指す景観形成に適した関連する諸制度を適切に活用し、良好な景観形成を図ります。



地区計画【大里本町地区】



景観協定【城野駅北地区3街区】

##### ○景観計画の見直し（届出対象、景観形成基準等）（新）

地域特性を活かした景観形成を一層推進するため、届出対象や建築物の形態意匠・色彩の景観形成基準（遵守基準）等を見直します。また、現在8地区ある景観重点整備地区に、地域拠点である折尾、下曽根の2地区の追加を検討します。なお、景観計画は、地域の住民の意向や景観形成の状況を踏まえ、適宜見直していきます。

##### ○景観ガイドライン（推奨基準）の検討（新）

景観計画に定める地域・地区における遵守すべき景観形成基準とともに、目標とする魅力的な景観形成を図るためのヒントや参考となるデザインなどをまとめた「景観ガイドライン（推奨基準）」の作成について検討します。

また、地域景観に大きな影響を与える公共施設のデザインの向上については、景観アドバイザー制度の活用による助言指導による誘導とともに、そのデザイン指針となる「(仮)公共施設景観ガイドライン」の作成について検討します。

## (2) 屋外広告物の景観誘導

### ○屋外広告物の事前協議

良好な景観形成の阻害となるような屋外広告物の設置を抑制し、北九州市屋外広告物条例に基づき、景観計画との適合性について、デザイン事前協議を行います。

### ○車両ラッピング、バス停広告のデザイン協議

公共空間にふさわしい広告物の掲出を図るため、路線バスなど公共交通の車体広告やバス停広告について、デザイン事前協議を行います。



車両ラッピング【ハローキティ】



バス停広告

## (3) 緑地・自然景観の保全

### ○自然公園・風致地区の指定等による保全

緑豊かで雄大な自然景観においては、風致地区や自然公園区域の指定によりその景観の維持を図ります。



平尾台の野焼き

## (4) 景観アドバイザー制度の活用

### ○景観アドバイザーによる助言・指導

景観形成への影響が大きな公共事業や大規模な建築物などは、景観に係る専門家の助言や指導により、デザインの向上を図ります。



景観アドバイザー会議の様子

## 2 景観資源の保全・活用

地域の魅力的な景観資源を発掘し、景観重要建造物等の指定制度や修景に係る助成による保全とともに、地域活性化に寄与する活用を推進します。

### (1) 景観資源の保全

#### ○景観重要建造物及び都市景観資源の指定

良好な景観の形成に特に重要な建造物を景観重要建造物として、地域における重要な景観資源を都市景観資源として指定していきます。また、その景観資源の価値や履歴などの基礎的な情報を整理し、市民への周知を図るため情報発信していきます。

#### ○助成制度による保全支援（景観重要建造物、まちなみ保存建造物）

景観資源として特に重要な景観重要建造物やまちなみ保存建造物については、景観を維持するため、外観等に係る修理や修景工事の一部を助成します。

#### ○景観上重要な樹木の保全

景観上のシンボルとなる樹木を適切に保全します。

### (2) 景観資源の活用【新規】

#### ○夜間景観形成の推進（新）

夜間景観ガイドラインに基づくライトアップなどにより、夜のまちなみや景観資源の魅力向上を図り、魅力ある夜間景観の形成を積極的に推進します。



小倉城のライトアップ



東田第一高炉跡のライトアップ

#### ○地域活性化に寄与する景観資源の活用（地域ブランドづくり）（新）

近代化産業遺産や大規模な土木施設、自然景観などの景観資源は、魅力的な観光資源となるポテンシャルがあることから、景観資源の活用検討などについて、観光施策との連携を進めます。



南河内橋



カルスト台地（平尾台）

#### ○景観資源の持続的な保全・活用に向けた仕組みの検討（新）

地域の良好な景観資源の保全・活用を行政の支援だけで持続するには限界もあるため、市民全体で支える仕組みについて検討します。

### 3 景観づくりの普及啓発

優れた景観の表彰や景観をテーマとしたイベントを実施し、広く市民に情報発信していきます。また、地域の良好な景観資源の発掘を進めるほか、将来の景観づくりを担う子どもを対象とした景観教育を継続していきます。

#### (1) 優れた景観の表彰・周知

##### ○表彰制度等の実施

良好な景観形成に寄与した建築物や工作物、景観づくりの活動などを表彰します。



第7回都市景観賞授賞式

##### ○景観をテーマとしたイベント等の実施

市内の景観資源を発見するツアーや心に残る風景のフォトコンテストなど、景観の大切さを認識する機会を提供していきます。

##### ○SNS等による情報発信と共有（新）

従来型の一方の情報発信手段だけでなく、若者や外国人の利用者が多く情報共有が容易なSNSを活用することで、景観に関する情報発信の強化と共有を図ります。

#### (2) 地域の優れた景観の普及【新規】

##### ○地域の優れた景観資源の発掘（新）

ワークショップやまち歩きイベントを通じて、地域の景観資源を掘り起こしていきます。また、その結果を地域で共有して頂くため、マップにまとめ配布するなど、情報発信していきます。

#### (3) 子どもの景観教育

##### ○小学生を対象とした「景観まちづくり学習」の開催

将来の景観づくりを担う小学生を対象に「景観まちづくり学習」を継続していきます。



調査結果のまとめ



発表の様子

## 4 市民・事業者等の主体的な景観づくりの促進

市民・事業者等の主体的な景観づくりの取組を促進するため、担い手の育成や場づくり、景観に関する団体との連携、地域のルールづくりの促進、景観形成のための技術支援などに取り組んでいきます。

### (1) 多様な担い手の育成と場づくり

#### ○担い手育成プログラムの実施

専門家の協力により、担い手育成の実践プログラムを実施し、地域の景観づくりの担い手の育成を促進していきます。

#### ○景観づくりに意欲ある多様な人材の発掘・育成（新）

観光案内やまち歩き活動、リノベーションなど、まちづくり活動を行う個人や団体等から景観づくりを担う人材の発掘を行い、景観づくり活動に継続的な参画を促すことで、担い手の育成を図ります。



道路空間の民間活用（魚町サンロード）

### (2) 景観づくり主体との連携

#### ○地域のまちづくり団体との連携

新たな景観づくり主体の育成を図るため、環境美化活動など、様々なまちづくり活動を行う団体との連携を積極的に図ります。

#### ○大学生との協働による景観イベント等の企画実践

若者の視点の新たな景観づくりを推進するため、大学や大学生と連携し、景観イベント等の企画・実践を行います。

#### ○事業者団体や学術機関など多様な主体の参画促進（新）

地域の景観づくり活動を高めるため、事業者団体や大学などの専門家が地域における景観づくり活動に多く参画できるように支援・促進していきます。

### (3) 地域のルールづくりの促進

#### ○景観協定等の締結に向けた支援

景観協定や地区計画、建築協定など、法令に基づく景観に関するルールを検討する地域について、検討段階に応じた技術的な支援を行うなど、総合的なサポートを行います。

#### ○地域の景観ガイドラインの作成支援（新）

地域独自の景観に関するルールづくりに取り組む地域には、景観ガイドラインの作成支援を積極的に行っていきます。

### (4) 地域の実践に対する技術支援

#### ○地域の景観づくり課題の解決に向けた技術支援

地域における景観づくり活動の継続・発展のため、景観アドバイザー地域派遣等により、取組状況に応じた専門的な支援をします。



景観アドバイザーの地域派遣

## 景観づくりマスタープランの実現に向けた取組（まとめ）

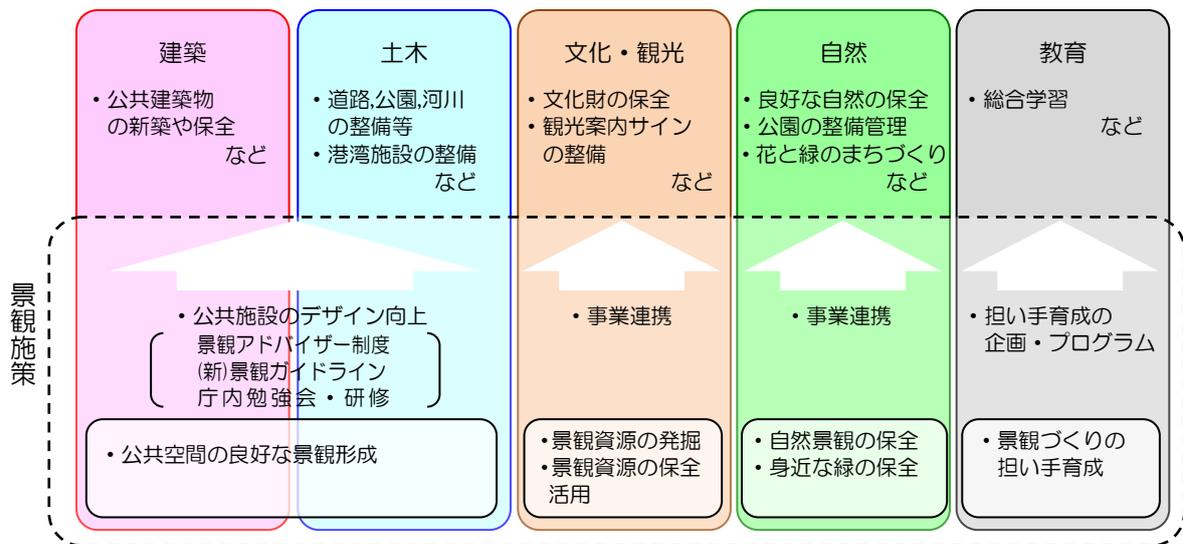


## 5 景観施策の推進体制

景観施策を推進するにあたっては、関係部局と十分な調整を図るとともに、市民や専門家の意見を反映するための審議会、専門家の指導・助言を頂く景観アドバイザー制度を活用しながら進めていきます。

### (1) 関連部局との連携

景観施策は、建築、土木、文化・観光、自然、教育など、広範囲の分野にまたがるため、担当部局との連携が大切です。そのため、景観アドバイザー制度の活用、景観ガイドライン（推奨基準）の運用などにより、行政の関連部署が連携して取り組んでいきます。



### (2) 景観審議会

景観施策の適切な実施及び見直し等について、市民や専門家の意見を反映するために、北九州市景観審議会及び関門景観審議会を運営していきます。

#### ○景観審議会の役割

	北九州市景観審議会	関門景観審議会
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市長の諮問に応じ、下記事項を調査審議する</li> <li>○下記事項に関して、市長に意見を述べる</li> <li>・基本指針の策定及び変更に関する事</li> <li>・景観計画の策定及び変更に関する事</li> <li>・景観形成誘導地域及び景観重点整備地区の指定等に関する事</li> <li>・景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に関する事</li> <li>・その他、都市景観の形成に関する重要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係市長の諮問に応じ、関門景観に関する重要な事項を調査審議する</li> <li>○下記事項に関して、関係市長に意見を述べる</li> <li>・関門景観基本構想の策定及び変更に関する事</li> <li>・関門景観計画の策定及び変更に関する事</li> <li>・関門景観形成地域の届出行為に関する勧告等</li> <li>・その他、関門景観の形成に関する重要な事項</li> </ul>

### (3) 景観アドバイザー制度

次の事業に対して、専門家の見地から技術的な指導、助言を得る「北九州市景観アドバイザー制度」を都市景観条例に基づき設置しています。

#### ○景観アドバイザー制度の対象事業

- ・ 公共施設の新築等、工作物の設置等
- ・ 大規模な民間施設の新築等
- ・ 車両ラッピング等
- ・ 公共事業における景観に係る整備計画やデザイン指針等の作成 など

## 6 取組の成果指標

景観づくりマスタープランの達成状況を確認するためには、成果指標の設定が効果的であり、現在、成果指標として「行政評価に係る市民アンケート調査」と「市民意識調査（市政評価・市政要望）」があります。

一方、全国的にも景観の成果の評価方法については確立されておらず、今後、評価方法のあり方や指標の設定等について検討していきます。

また、適宜、下記の指標等にて状況の把握に努めるとともに、中間年次（概ね5年後）には、進捗状況を確認し、必要に応じて見直していきます。

### ○成果指標（既存）

- ・「行政評価に係る市民アンケート調査」における  
**「北九州市の景観が良くなったと思う市民の割合」**
- ・「市民意識調査（市政評価と市政要望）」における  
**「都市景観の整備」順位**

### 成果指標の詳細

#### <行政評価に係る市民アンケート調査>

問) 北九州市では、都心部や門司港レトロ地区における都心の顔づくりなどを通じて、魅力ある景観づくりを進めていますが、あなたは、以前に比べて北九州市の景観が良くなったと思いますか。

問) あなたが好きな「北九州市らしい景観」は何ですか。

問) これから小倉都心地区では、建物や通りを夜間照明によって演出するなど「あかりによる街の魅力づくり」を推進していきます。あなたは現在の小倉都心地区の夜間景観についてどのように感じていますか。  
 (※H30年度より)

#### <市民意識調査（市政評価と市政要望）>

- 「都市景観の整備」（まち並みづくりと歴史的建造物の活用など）の順位

### 進捗状況の把握に参考とする指標

届出・協議による 景観誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法第16条に基づく届出件数</li> <li>・景観アドバイザー協議件数</li> </ul>
景観資源の 保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の景観資源の認知件数</li> <li>・夜間景観（ライトアップ）の取組件数</li> </ul>
景観づくりの 普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰制度等の参加数</li> <li>・普及啓発活動の実施数</li> <li>・景観まちづくり学習の実施校数</li> </ul>
市民・事業者等の主体的な 景観づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手育成プログラムの参加者数</li> <li>・景観アドバイザーの地域派遣数</li> </ul>